



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第680号 令和6年3月19日発行

目次

は県例規集登載

【条例】

番号	表題	担当課名
2	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例	危機管理政策課
3	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 市町村課
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 デジタルとくしま 推進課
5	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
6	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同
7	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課
8	徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例	財政課
9	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
10	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	未来創生政策課
11	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	男女参画・人権課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
1 2	とくしまこども未来会議設置条例	こども未来局 こどもまんなか 政策課
1 3	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	こども未来局 こども家庭支援課
1 4	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例 の一部を改正する条例	国保・地域共生課
1 5	徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護 師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	医療政策課
1 6	徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改 正する条例	同
1 7	徳島県精神保健福祉センターの設置及び管 理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例	健康づくり課
1 8	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	長寿いきがい課
1 9	徳島県立工業技術センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例	新未来産業課
2 0	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改 正する条例	農林水産政策課
2 1	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部 を改正する条例	農山漁村振興課
2 2	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例	生産基盤課
2 3	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改 正する条例	県土整備政策課
2 4	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	住宅課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
2 5	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	住宅課 建築指導室
2 6	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	水・環境課
2 7	徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会
2 8	徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同
2 9	徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	同
3 0	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
3 1	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	同

【 規則 】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
3	徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	環境管理課
4	住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	地方創生局 市町村課
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	地方創生局 デジタルとくしま 推進課
6	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課

【規則】

番 号	表 題	担当課名
7	予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則	同
8	徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	同
9	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職員厚生課
10	徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則	管財課
11	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則	同
12	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	ダイバーシティ推進課
13	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則	男女参画・人権課
14	徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	医療政策課
15	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	健康づくり課
16	徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則	新未来産業課
17	徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	生産基盤課
18	徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課
19	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二号）

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行に係る手数料を定めることとした。
- 二 危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めることとした。
- 三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については同年五月一日から、一については令和七年四月一日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**（条例第三号）

- 一 附票本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。
- 二 附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務並びにその提供方法を定めることとした。
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。ただし、四については公布の日から、三については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第四号）

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五号）

- 一 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の職員が行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した場合は、危険現場作業手当を支給することとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

- 三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六号）

- 一 次に掲げる法令の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。
 - 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 二 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第七号）

- 一 国立大学法人法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例**（条例第八号）

- 一 徳島県用度事業特別会計及び徳島県給与集中管理特別会計を統合し、徳島県用度・給与集中管理特別会計を設置することとした。
- 二 徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計及び徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計を統合し、徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計を設置することとした。

● **徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計を廃止することとした。**

● **その他所要の整備を行うこととした。**

● **この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。**

● **徳島県税条例の一部を改正する条例**（条例第九号）

- 一 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。
- 二 ローターエンジンを搭載する家用の自動車に対して課する自動車税の種別割に係る税率の適正化を図ることとした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十号）

- 一 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第十一号）

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。
 - 1 徳島県立婦人保護施設らぎく寮の設置及び管理に関する条例
 - 2 徳島県こども女性相談センター設置条例
 - 3 社会福祉法施行条例
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **とくしまこども未来会議設置条例**（条例第十二号）

一 設置

- 1 知事の諮問に応じ、こども施策の推進に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしまこども未来会議（以下「会議」という。）を設置するこ

ととした。

2 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関とすることとした。

二 組織

1 会議は、委員三十人以内で組織することとした。

2 委員は、こどもに関する事業の関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命することとした。

3 委員の任期は、二年とし、再任されることができるとした。

三 その他

会議の運営等について所要の規定を設けることとした。

四 施行期日等

1 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 次に掲げる条例について、会議の設置に伴う所要の改正を行うこととした。

(一) 徳島県青少年健全育成条例

(二) 徳島県社会福祉審議会設置条例

● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）

一 財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第十五号）

一 母子保健法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

一 医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大することとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

1 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

2 職員の特殊勤務手当に関する条例

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 介護療養型医療施設の人員等に関する基準に係る規定等を廃止することとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例

第十九号)

- 一 起業家支援室を研究室に統合することとした。
- 二 研究室の利用資格を有する者は、法人、高等教育機関の教員又は学生その他知事が適当と認める者であつて、研究開発を行い、かつ、県内で創業しようとし、又は事業を営んでいるものとする事とした。
- 三 研究室の利用の許可の期間及び利用を延長できる期間を拡大することとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、令和六年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

六 一から三までについて、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行に係る手数料を定めることとした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）

- 一 農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けている農用地を対象として、地域農業経営基盤強化促進計画の区域内において県が行う申請によらない土地改良事業について、当該事業の施行に係る地域内の農用地が目的外用途に供された場合等に、特別徴収金を徴収することとした。
- 二 一について、農業経営等の委託期間の途中で委託を解除し、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、委託期間と農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、特別徴収金を徴収しないこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第二十二号）

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。
 - 1 徳島県漁港管理条例
 - 2 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）

- 一 建築基準法施行令の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）

一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**（条例第二十六号）

一 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例

2 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例

3 徳島県病院事業の設置等に関する条例

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）

一 県立学校の職員の定数を二千五百五十八人に、県費負担教職員の定数を四千七百二十一一人に改めることとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）

一 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の学校職員が行う、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十九号）

一 徳島県立三好池田寮を三好市池田町に設置することとした。

二 徳島県立高等学校総合寄宿舎の使用料に係る減額措置を廃止することとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、二については令和九年四月一日から、三については公布の日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十号）

- 一 警察職員が令和六年能登半島地震に対処するため災害警備等の作業に従事した場合における災害警備等手当の特例を定めることとした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）**

- 一 警備業の認定証の再交付等に係る手数料を廃止することとした。
- 二 自動車運転代行業の認定証の再交付等に係る手数料を廃止することとした。
- 三 探偵業の開始等の届出があったことを証する書面の交付等に係る手数料を廃止することとした。
- 四 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改めることとした。
- 五 その他所要の整理を行うこととした。
- 六 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二号）**

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 介護保険法の一部改正による介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三号）**

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第四号）**

- 一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五号）**

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）**

- 一 新たに設置されるとくしまこども未来会議委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。
- 二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。
- 三 最高情報統括監等の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

- 四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第七号）
 - 一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 その他所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第八号）
 - 一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九号）
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則（規則第十号）
 - 一 題名を「徳島県用度・給与集中管理特別会計規則」に改めることとした。
 - 二 その他所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 徳島県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第十一号）
 - 一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 その他所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十二号）
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則（規則第十三号）
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）
 - 一 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十五号）

- 一 児童福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第十六号）

- 一 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 クロスセクションポリッシャ等の機械器具使用料及びクロスセクションポリッシャを使用して行う試験の試験手数料の額を定めることとした。
- 三 S L A式三次元プリンタの名称及び機械器具使用料の額を改めることとした。
- 四 F C強度試験装置等の機械器具使用料及び吸着材及び粉体に係る比表面積の測定等の試験手数料を廃止することとした。
- 五 その他所要の整理を行うこととした。
- 六 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、一の一部については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十七号）

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十八号）

- 一 堅ろうな広告物等について、建築副主事の確認を受けたものを加えることとした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十九号）

- 一 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料について、証紙により徴収することとした。
- 二 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第二号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表の十九の項のイ中「六千六百元」を「七千二百円」に改め、同項のロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同項のハ中「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表の二十の項中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表の四十一の項のロ中「いう。」の下に「以下の項、」を、「金額」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同表の四十五の項中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削り、同表の百五十三の項の次に次のように加える。

百五十三の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）

八百七十円

第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の十九の項、二十の項及び二十五の項の改正規定 令和六年五月一日
- 二 別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定 令和七年四月一日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「による都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報を」を「これらの情報を」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報を」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「の保護」の下に「及び附票本人確認情報の保護」を加える。

別表第一の二十の項を削る。

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第四欄に掲げる」を削り、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第四号中「十一の項」を「十の項」に改め、同条第五号中「十二の項」を「十一の項」に改め、同条第六号中「十三の項」を「十二の項」に改める。
別表第一中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第四号から第六号まで及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「いう。」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務

第七条第二項第七号中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前項第十二号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき千八十円

第七条第三項中「の規定」を「及び第七号の規定」に改め、「第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「が次の」を「の全部又は一部が次の」に、「前項第六号イ又はロ」を「前項第六号又は第七号」に、「当該イ又はロに定める」を「これらの規定による」に改める。

第十条第一項第一号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

附則第六項及び第七項中「第七条第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「第三項」を「第七号並びに同条第三項」に、「同号又は同項」を「これら」に、「同号イ又はロ」を「同条第二項第六号又は第七号」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の条例第七条第一項第十二号に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第七条の規定による危険現場作業手当の内払とみなす。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第六号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号1を次のように改める。

1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るために行う鳥獣の管理を目的とするものにあつては、別に規則で定めるものに限る。）

第二条第二項の表中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十の項中「二十七の項」を「二十六の項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表中二十一の項を二十の項とし、同表二十二の項中「二十五の項まで、二十九の項及び三十の項」を「二十四の項まで、二十八の項及び二十九の項」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中二十三の項を二十二の項とし、二十四の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十九の項中「三十二の項」を「三十一の項」に、「三十一の項」を「三十の項」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中三十の項を二十九の項とし、三十一の項から四十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十八の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項2中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同項4中「代替施設」を「代替施設等」に改め、同項5中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同項20中「失効」を「効力」に改め、同項27中「請求」を「設置」に改め、同項を同表四十七の項とし、同表中四十九の項を四十八の項とし、五十の項から五十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表六十の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十一の項を六十の項とし、六十二の項を六十一の項とし、六十三の項を六十二の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表中六十五の項を六十四の項とし、六十六の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項から八十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第七条第四項に規定する事由によつて」を削り、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第八号

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例

徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県用度事業特別会計の項及び徳島県農業改良資金貸付金特別会計の項を削り、同表徳島県港湾等整備事業特別会計の項中「港湾施設使用料」を「国庫支出金、港湾施設使用料」に改め、同表徳島県給与集中管理特別会計の項から徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の項まで及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の項を削り、同表に次のように加える。

徳島県用度・給与集中管理特別会計	県需用の消耗品、備品等の規格統一及び低廉購入事業、電話料金の集中管理事業並びに自動車の集中管理事業並びに給与の集中管理事務	他会計繰入金、用度事業収入、給与振替収入及び附属諸収入	用品等の購買費、電話料金、自動車管理費、給与費その他の諸支出
徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計	農業改良資金、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金の貸付事業	国庫支出金、一般会計繰入金、貸付金の償還金及び附属諸収入	農業改良資金貸付事業費、林業改善資金貸付事業費、沿岸漁業改善資金貸付事業費その他の諸支出

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の徳島県特別会計設置条例（以下「旧条例」という。）別表の徳島県用度事業特別会計、徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県給与集中管理特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計、徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の令和五年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例別表の徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計及び徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計に属する権利義務は改正後の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計に、旧条例別表の徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計に属する権利義務は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「特例適用住宅」の下に「と」、「同条第二項第一号」とあるのは「法第七十三条の二十四第二項第一号」を加える。

附則第二十三項第一号イ中「総排気量」の下に「（ロータリーエンジンを搭載するものについては、単室容積にロータリー数を乗じて得た値の一・五倍を総排気量とみなす。以下同じ。）」を加える。

別記様式の注中「・齧」を「・齧」に、「・齧」を「・齧」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第十六項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税の種別割に関する経過措置）

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動

車税の種別割については、なお従前の例による。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号ロ(1)中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下

「法」という。)第十二条第一項」に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第二条中「収容定員」を「定員」に改める。

第三条を次のように改める。

(保護)

第三条 しらぎく寮は、困難な問題を抱える女性(法第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。)を入所させて、その保護を行う。

第四条中「収容保護された要保護女子」を「入所した者(以下「入所者」という。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活(就労及び就学を含む。)に関する支援

第四条第二号中「給食、」を「食事の提供及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 しらぎく寮は、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援の業務を行うものとする。

3 しらぎく寮は、退所した者に対して相談その他の援助の業務を行うものとする。

(徳島県子ども女性相談センター設置条例の一部改正)

第二条 徳島県子ども女性相談センター設置条例(平成二十年徳島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保護を要する女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(社会福祉法施行条例の一部改正)

第三条 社会福祉法施行条例(平成二十四年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第二項、第四条第一項から第三項まで、第七条並びに第八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

とくしま子ども未来会議設置条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十二号

とくしま子ども未来会議設置条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、子ども施策（子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定する子ども施策をいう。以下同じ。）の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしま子ども未来会議（以下「会議」という。）を設置する。

一 徳島県子ども計画（本県における子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画をいう。）の策定、変更、実施及び評価に関する事項

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関する次のこと（前号に掲げる事項と一体のものに限る。）。

イ 第七十二条第四項第一号に掲げる都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関する事項

ロ 第七十二条第四項第二号に掲げる当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の

実施状況に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、子ども施策に関する事項

2 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(組織)

第二条 会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 ことにも関する事業の関係者

二 学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第四条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第五条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(徳島県青少年健全育成条例の一部改正)
- 2 徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の五第三項に次のただし書を加える。

ただし、とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第十二号)に規定するとくしまこども未来会議の意見を聴いたときは、この限りでない。

(徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正)

3 徳島県社会福祉審議会設置条例(平成十二年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「事務」の下に「(とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第十二号)に規定するとくしまこども未来会議において調査審議するものを除く。)」を加える。

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十三号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は医療型児童発達支援」を削る。

第十条第一号中「医療型児童発達支援及び」を削る。

第十四条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第二十一条第一項中「費用」の下に「（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十四号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「十万分の三十八」を「十万分の四十二」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第十五号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第一号ハを次のように改める。

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二第一項に規定することも家庭センター（修学資金の貸与を受けた者が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二条第一項に規定する事業に係る助産師としての業務に従事する場合に限る。）

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした改正前の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「旧施設」という。）における業務への従事は、改正後の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「新施設」という。）における業務への従事とみなす。

3 施行日前に修学資金の貸与を受けた者が、施行日の前日において旧施設であったものであって、施行日以後これに相当するものと知事が認める施設において、助産師としての業務に従事した場合には、当該業務への従事は、新施設における業務への従事とみなす。

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十六号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学している者（知事が別に定めるものに限る。）であること。

第三条第一項中「県外大学」を「自治医科大学」に改め、同条第三項中「対象大学」を「大学」に改める。

第六条第一項第一号中「対象大学」を「大学」に、「県外大学」を「自治医科大学」に改める。

第七条第一項第二号中「対象大学」を「大学」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する大学に入学する者について適用する。

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十七号

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「指導」を「援助」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第四十七条第一項」の下に「及び第五項」を加え、「指導」を「援助」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十八号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項の前の見出し及び同項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第十九号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「起業家支援室又は」及び「（以下「起業家支援室等」という。）」を削る。

第四条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「を利用する者の資格」を「の利用資格」に、「新聞等県民が」を「県民に」に改める。

第五条を次のように改める。

（研究室の利用資格を有する者）

第五条 研究室の利用資格を有する者は、法人、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校の教員又は学生その他知事が適当と認める者であつて、研究開発を行い、かつ、県内で創業しようとし、又は事業を営んでいるものとする。

第六条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条第一項中「起業家支援室の利用の許可の期間は、三年以内の期間とし、」を削り、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「起業家支援室については、利用開始日」を「利用の許可の期間の初日」に、「五年」を「六年」に改め、「研究室については、利用開始日から引き続き四年を超えない範囲内において、それぞれ」を削る。

第八条及び第九条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同項第一号中「給水せん」を「給水栓」に改め、同条第二項中「起業家支援室の共同利用施設」を「研究室の利用者の共同利用施設」に、「起業家支援室の利用の許可を受けた者」を「研究室の利用者」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十二条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「製造業等に属する事業以外の事業のため」を「利用の許可を受けた用途以外の用途」に改める。

第十三条の見出しを「(研究室内の様態替等の禁止)」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十四条(見出しを含む。)中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

別表第一 起業家支援室の項を削り、同表 研究室の項を次のように改める。

研究室	研究室一から研究室四まで	一室一月	二九、九五〇円
	研究室五及び研究室六	一室一月	三〇、九〇〇円
	研究室七及び研究室九	一室一月	三九、三八〇円
	研究室八	一月	四〇、九五〇円
	研究室十から研究室十五まで	一室一月	四四、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第二項の規定による利用の許可、第六条第二項の規定による利用の許可の期間の延長及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の例により行うことができる。
(起業家支援室の利用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条第二項の規定による利用の許可を受けて起業家支援室を利用している者の利用の許可は、改正後の条例の規定によりされた当該起業家支援室に相当する研究室の利用の許可とみなす。

(研究室の利用に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第三条第二項の規定による利用の許可を受けて研究室を利用している者に係る当該利用の許可の期間の初日から引き続き三年を超えない範囲内における当該利用の許可の期間の延長は、改正後の条例第六条第二項の規定にかかわらず、知事の認定を受けることを要しない。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第二十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が農林水産大臣であるものに限る。）

八百七十円

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十一号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第九十一条の二第六項各号」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託をした者が、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第五項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十二号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十一条第一項中「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。」を加える。
(徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第二十三号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項及び三十三の八の項から三十三の十一の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の三十三の十二の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の三十三の十三の項から三十三の十六の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の七十八の六の項の次に次のように加える。

七十八の七 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の第十二 二万七千円

六項又は第七項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査

別表第一の百の項及び同表の備考第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十四号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ(2)中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「おいて」の下に「これらの規定を」を加える。

第四十一条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第五項を削る。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十一条第三項の改正規定及び附則第五項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の命令は、改正後の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第六条第一項第一号チ(2)の命令とみなす。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第二十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条、第二十二條の二第四項及び第二十九條第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第二十六号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

- 一 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）第六条
- 二 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和四十一年徳島県条例第七十一号）
- 三 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第五条

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第二十七号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五五一人」を「二、五五八人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七四五人」を「四、七三二人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十八号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十一 災害時教育支援等手当

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（災害時教育支援等手当）

第十九条 学校職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の第二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することができる。

2 災害時教育支援等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八十円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に定める業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害時教育支援等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 徳島県教育委員会が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「(へき地学校等の指定の見直し等)」を付する。

附則第三項に見出しとして「(夜間学級業務手当の特例)」を付し、附則に次の一項を加える。

(特定大規模災害に対処するための災害時教育支援等手当の特例)

- 4 学校職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)を除く。)に対処するため第十九条第一項に定める業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害時教育支援等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十九号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表に次のように加える。

徳島県立三好池田寮

三好市池田町

第三条第三号中「身元が確実な者であつて、」を削り、「に耐える」を「を送る」に、「もの」を「者」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定は公布の日から、附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る改正規定は令和九年四月一日から施行する。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とする。

附則中第七項の前の見出しを削り、同項を第八項とし、同項の前に見出しとして「（特定新型コロナウイルス感染症等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例）」を付する。

附則第六項中「第十七条第一項各号」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「同条第二項」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に対処するための災害警備等手当の特例）

6 令和六年能登半島地震に対処する場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備」とあるのは「災害警備」と、「作業（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」とあるのは「作業」と、同条第二項第一号中「八百四十円（著しく危険な人命救助の作業に従事した日又は）」とあるのは「千八十円（」と、「日」にあつては、千六百八十円」とあるのは「場合」にあつては、二千六百六十円」と、同項第二号中「八百四十円（引き続き二日以上従事した場合にあつては、一日につき千六百八十円）」とあるのは「二千六百六十円」とする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条第一項各号に規定する作業に該当する作業に従事したときに改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第三十一号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項を次のように改める。

二十四 削除

別表第一の二十五の項中「認定証」を「認定」に改める。

別表第一の二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

別表第一の四十九の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表の八十六の項から九十の項までを削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項から十二の項までを次のように改める。

<p>三 学校教育法第一条に規定する学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）</p>	<p>階数が二以上かつ用途面積が千平方メートル以上</p>
<p>四 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）</p>	
<p>五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p>	
<p>六 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）</p>	
<p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第十一号に規定する隣保館等の施設</p>	
<p>八 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム</p>	
<p>九 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設</p>	
<p>十 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う施設、同条第二十</p>	

項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設及び同条第二十三項に規定する複合型サービスを行う施設

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム

十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

別表第一の十七の項中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第三号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の3中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第二十項を削る。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条第二十項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十一の項」を「十の項」に、「十四の項」を「十二の項」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条中「十の項」を「九の項」に改める。

第十四条中「十一の項」を「十の項」に改める。

第十五条中「十二の項」を「十一の項」に改める。

第十六条中「十三の項」を「十二の項」に改める。

第十七条中「十四の項」を「十三の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第六号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会委員の項の次に次のように加える。

とくしまこども未来会議委員	日額	九、四〇〇円
---------------	----	--------

別表の二の最高情報統括監の項及び徳島県脱炭素社会推進専門員の項を削り、同二の国民健康・栄養調査員の項中「七、四〇〇円」を「七、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第七号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則
第八十九号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改
め、第二号及び第三号中「一号^{かい}麻分任出納員」を「^{かい}麻副出納員」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二号及び第三号の改正規定は
、公布の日から施行する。

徳島県規則第八号

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四の項中「第二条第二項の表三十三の項3」を「第二条第二項の表三十二の項3」に改め、同表五の項中「第二条第二項の表三十五の項5」を「第二条第二項の表三十四の項5」に改め、同表六の項中「第二条第二項の表四十七の項2」を「第二条第二項の表四十六の項2」に改め、同表七の項中「第二条第二項の表七十二の項5」を「第二条第二項の表七十一の項5」に改め、同表八の項中「第二条第二項の表八十三の項9」を「第二条第二項の表八十二の項9」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十号

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則

第一条中「徳島県用度事業特別会計」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計」に改める。

様式第一号の二中「、次の」を「、次の」に、「徳島県用度事業特別会計」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十一号

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

別表第一第四号中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に、「記入」を「変更記録」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十二号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表二の項を次のように改める。

二 社会福祉施設等	1 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設（同法第四十條に規定する児童遊園（以下「児童遊園」という。）を除く。）	全てのもの
2 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設		
3 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する保護施設		
4 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二條第三項第十一号に規定する隣保館等の施設		
5 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五條の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム		
6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第三百二十九号）第三十八條に規定する母子・父子福祉施設		
7 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設、同條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同條第二十九項に規定する介護医療院		
8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）		

	<p>を行う事業所、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	
	<p>9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設</p>	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十三号

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則（昭和三十九年徳島県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮管理規則

第一条中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第二条の見出しを「（入所）」に改め、同条中「收容保護」を「入所」に改め、「ものとする」を削る。

第三条を次のように改める。

（自立支援等）

第三条 しらぎく寮の長（以下「寮長」という。）は、入所者が安定した日常生活を営めるよう、入所者の心身の状況及び意向に応じて、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な支援、自立の促進のための生活（就労及び就学を含む。）に関する支援、日中活動の支援、居住支援等を行うものとする。

2 寮長は、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童が一人の児童として尊重されるよう、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うものとする。

第四条中「收容保護の廃止決定」を「退所の決定」に改める。

第五条中「入所者の規律、処遇方法」を「しらぎく寮における基本的な共同生活の考え方、支援方法」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（退所後の相談支援等）

第五条 寮長は、退所した者が安定し、かつ、自立した日常生活を営めるよう、退所後の相談支援等を行うものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十四号

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第三項中」を「前項中」に改める。

第三条の二を削る。

様式第二号中「**昨**は、」を「**昔**は、」に、 「**入**学し、」を「**入**学し、」に、 「**あ**つて、」を「**あ**つて、」に、 「**あ**り、また、」を「**あ**り、また、」に、 「**県**内」を「**徳島**県内」に、 「**認**め、」を「**認**め、」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する

。様式第十五号を次のように改める。

様式第15号（第10条関係）

療育給付申請書						
本人	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	住所地 <small>(住民票上の住所)</small>			個人番号		
	現在地 <small>(住所地と異なる場合)</small>					
扶養義務者	ふりがな 氏名		本人との 続柄		職業	
	居住地			個人番号		
被保険者証等の 記号及び番号			保険者等の 名称			
希望する指定療育機関の名称及び所在地						
備 考						
<p>関係書類を添えて、上記のとおり療育の給付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">本人との続柄</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: left;">徳島県知事 殿</p>						
申請受付年月日		進 達 年月日		決 定 年月日		
経由総合県民局・ 東部保健福祉局名						

- 注 1 「住所地」欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 「現在地」欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院している場合は、その所在地を記入してください。
- 3 「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等をしている場合は、帰省先等を記入してください。

様式第十六号中「行った」を「に行われた」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 1 病名については、骨関節結核とそれ以外の結核を明確に区別して記入すること。

2 合併症を有する場合には、「病名」欄に併記すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十六号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「起業家支援室及び」を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2 研究室に係る利用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴（法人にあつては、社歴）を記載した書類
- 二 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 三 研究の内容等を記載した書類
- 四 その他所長が必要と認める書類

第四条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「起業家支援室（研究室）利用許可期間延長申請書」を「研究室利用許可期間延長申請書」に、「経営の方針又は研究の計画」を「研究の内容等」に改める。

第八条の見出しを「（研究室の模様替等の申請）」に改め、同条中「起業家支援室等の模様替え」を「研究室の模様替」に、「起業家支援室（研究室）模様替え等承認申請書」を「研究室模様替等承認申請書」に改める。

第九条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条第一項中「起業家支援室（研究室）利用終了届出書」を「研究室利用終了届出書」に改め、同条第二項中「起業家支援室（研究室）利用終了届出書」を「研究室利用終了届出書」に、「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十一条の見出し中「事業又は」を削り、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、「事業又は」を削る。

別表機械器具使用料の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十二号を削り、第三十三号を第三十号とし、第三十四号から第四十七号までを三号ずつ繰り上げ、第四十八号を削り、第四十九号を第四十七号とし、第五十号を第四十六号とし、第五十一号を削り、同項第四百五十二号中「非接触式三次元スキャナ装置」を「非接触式3Dスキャナ装置」に改め、同号を同項第四百四十七号とし、同項中第五百十三号を第四百十八号とし、第五百十四号を第四百十九号とし、第五百十五号を削り、第五百十六号を第五十号とし、第五百十七号から第九十一号までを六号ずつ繰り上げ、第九十二号を削り、第九十三号を第八十六号とし、第九十四号から第二百三十九号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百四十六号とし、第九十四号から第二百三十九号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百四十六号中「アーム式三次元スキャナ」を「アーム式3Dスキャナ」に改め、同号を同項第二百三十三号とし、同項第二百四十一号中「SLA式三次元プリンタ」を「SLA式3Dプリンタ」に、「二七〇円」を「三三〇円」に改め、同号を同項第二百三十四号とし、同項中

第二百四十二号を第二百三十五号とし、第二百四十三号から第二百六十四号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百六十五号中「金属三次元プリンタ（造形装置）」を「金属3Dプリンタ（造形装置）」に改め、同号を同項第二百五十八号とし、同項第二百六十六号中「金属三次元プリンタ（脱脂装置）」を「金属3Dプリンタ（脱脂装置）」に改め、同号を同項第二百五十九号とし、同項第二百六十七号中「金属三次元プリンタ（焼結装置）」を「金属3Dプリンタ（焼結装置）」に改め、同号を同項第二百六十号とし、同項中第二百六十八号を第二百六十一号とし、第二百六十九号を第二百六十二号とし、第二百七十号を第二百六十三号とし、同項に次の四号を加える。

二百六十四	クロスセクションポリッシャ	一台一時間	一、〇九〇円
二百六十五	3Dスキャナ	一台一時間	一、〇五〇円
二百六十六	3Dスキャンデータ処理ソフト	一台一時間	五五〇円
二百六十七	FFF式3Dプリンタ	一台一時間	三九〇円

別表試験手数料の項第一号中3及び4を削り、同項第十一号中28を29とし、27の次に次のように加える。

28	クロスセクションポリッシャを使用して行う試験	一件	六、四九〇円 六千四百九十円に試験時間の時間数（一時間に満たない端数は一とする。）から一を減じた数に二千九十円を乗じて得た額を加算した額
----	------------------------	----	---

様式中「,」を「、」に、「電話」を「電話」を電子メールアドレスに改める。

様式第一号その一の注1中「起業家支援室及び」を削り、同様式その二中

「 支援室 研究室
究 室) を (区分番号:) 」

に改め、「起業家支援室又は」を挿入。

様式第二号中「起業家支援室（研究室）利用許可期間延長申請書」や「研究室利用許可期間延長申請書」及び「起業家支援室（研究室）」や「研究室の」に改める。

様式第四号中「起業家支援室（研究室）模様替え等承認申請書」や「研究室模様替え等承認申請書」及び「起業家支援室（研究室）」や「研究室的」及び「模様替え又は」に改める。

「 起業家 支援室 又は) (研 」

様式第五号中「起業家文援室(研究室)利用終了届出書」を「研究室利用終了届出書」に、「起業家文援室(研究室)を」を「研究室を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和六年徳島県条例第十九号)附則第二項の規定による利用の許可及び利用の許可の期間の延長の申請は、改正後の徳島県立工業技術センター管理規則(以下「新規則」という。

一)第三条第二項、第四条、様式第一号その二及び様式第二号の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新規則第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる研究に係る概要の報告について適用し、同日前に行われる事業又は研究に係る概要の報告については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

5 新規則の様式に相当する改正前の徳島県立工業技術センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第十七号

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県漁港管理条例施行規則（平成十三年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第四条中「又は条例」を「若しくは条例」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四條第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

第八条第三号中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「、」を「、」に、「」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第四号中「、」を「、」に、「漁港漁場整備法第38條」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38條第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十八号

徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第十九号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百十八号の六の次に次の一号を加える。

四百十八の七 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百六十六号から第四百六十八号までを次のように改める。

四百六十六 削除

四百六十七 警備業認定更新申請手数料

四百六十八 削除

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第五百十二号の三から第五百十二号の七までを削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。